

罹災証明書の交付申請などのご案内

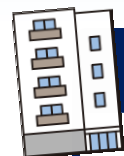
罹災証明書は、被災者生活再建支援金などの各被災者支援制度の判断材料として幅広く活用され、被災された方が生活を再建する上でとても重要なものです。広島市では、罹災証明書をはじめとした次の証明書の交付を行っています。



お住まいの建物に被害があった場合

罹 災 証 明 書

例：土石流による土砂が室内に流入した。



所有している建物に被害があった場合

非 住 家 罹 災 証 明 書

例：所有しているマンションに浸水被害があった。

その他の被害があった場合



被 災 証 明 書

例：家の前に駐車していた車とバイクが土石流により流された。

申請様式は各区地域起こし推進課窓口又は市ホームページ（ページ番号1003241）で入手できます。**電子申請も可能**です。

中区役所

中区国泰寺町一丁目4番21号
TEL (082)504-2546

東区役所

東区東蟹屋町9番38号
TEL (082)568-7704

南区役所

南区皆実町一丁目5番44号
TEL (082)250-8935

西区役所

西区福島町二丁目2番1号
TEL (082)532-0927

安佐南区役所

安佐南区古市一丁目33番14号
TEL (082)831-4926

安佐北区役所

安佐北区可部四丁目13番13号
TEL (082)819-3905

安芸区役所

安芸区船越南三丁目4番36号
TEL (082)821-4905

佐伯区役所

佐伯区海老園二丁目5番28号
TEL (082)943-9705

申請様式の
ダウンロードは
こちらから



電子申請は
こちらから



➤ 申請から交付までの主な流れ

申請期限 3年以内

手数料 350円

災害の規模によっては変更となる場合があります

申請 ※電子申請可



災害による被害のあった建物等の所在地を管轄する区地域起こし推進課に罹災証明書等の交付申請を行います。

※郵送の場合は、手数料相当額の郵便小為替を同封する必要があります。

※電子申請システムでも申請可能です。

調査



被害のあった建物の被害の程度等について、被害認定調査を行います。

※被災証明書の場合、原則、上記申請（届出）をもって交付されるため、調査は実施しません。

証明書 交付



被害認定調査の結果を基に、罹災証明書又は非住家罹災証明書を交付します。

※判定結果に納得がいかない場合は、原則6か月以内に第2次調査や再調査を申請できます。

様式第1号 罹災証明書等交付申請書 令和 年 月 日

広島市長 (区地域起こし推進課)

交付印	住所 (申請者)	電話番号
	被災の連絡先 (上記と異なる場合)	電話番号
	住所別名	
	氏名	被害主との関係

このことについて、表の上記を申請します。

原因となった災害 による

使用目的

被害の内容	必要な証明書
・所在地 □ 申請者の住所に同じ □ その他 (以下に記入) () ・被害の状況 □ 浸水被害 (□ 床上 □ 床下) □ その他被害 ()	□ 罹災証明書 必要な枚数 枚
・所在地 □ 申請者の住所に同じ □ その他 (以下に記入) () ・被害の状況 □ 浸水被害 (□ 床上 □ 床下) □ その他被害 ()	□ 非住家罹災証明書 必要な枚数 枚
・所在地 □ 申請者の住所に同じ □ その他 (以下に記入) () ・被災物件 () ・被害の状況 ()	□ 被災証明書 必要な枚数 枚

居室に関する情報の内部利用と公表 居室認定調査を行うため、居室認定調査結果等に記載された情報の所在・地番、床面積、構造、図面といった情報を活用する場合があります。 □ 確認しました。 (申請者と住家の所有者が同じ場合にチェックすること)

罹災証明書等交付申請書

建物などの被害状況は写真で記録しておきましょう。写真撮影のポイントはこちらから。



FAQ

その他のよくある質問は、こちらから
ご不明な点は、区地域起こし推進課まで



Q 何が証明されるの？

罹災証明書と非住家罹災証明書は、建物の被害の程度を6つの区分（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊））で証明するものです。また、被災証明書は、建物以外の被害のあったものについて被害が生じた旨の届出があったことについて証明するものです。

Q 誰が申請できるの？

被害のあった建物などに居住（賃貸可）する世帯の方や所有者などが申請できます。法定代理人や任意代理人（委任状が必要）による申請も可能です。

Q 被害認定調査ってどのように行われるの？

内閣府の定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、現地調査を基本として行います。

Q 被害認定調査が終了するまでに、修繕・清掃等は行っても良いの？

建物の損傷等を確認できなければ、被害を認定することができません。調査前に修繕、清掃等を行う必要がある場合は、被害箇所や浸水による汚れなどの写真の撮影と修繕に係る明細書や領収書等を残しておくようお願いします。

Q 火災による被害も証明してくれるの？

火災による被害についての証明は消防署で行っておりますので、お住まいの区の消防署にお問い合わせください。